

蒲郡市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

第1 趣旨

この方針は、蒲郡市内の公共建築物等の整備における積極的な木材の利用を促進するため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号、以下「法」という。）」第12条第1項の規定に基づき、国及び愛知県が定めた方針に即し、蒲郡市の建築物等における木材の利用促進のための施策に関する基本的事項、市が整備する公共建築物における木材の利用に関する目標の他、木材の利用の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

蒲郡市内の建築物等への木材利用を通じ、市民に木がもたらすやすらぎと温もりのある安全で快適な生活空間の提供を図るとともに、森林の適正な整備及び保全、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現等に資することを目的とする。

第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造・木質化の推進

愛知県、蒲郡市、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者及び市民が一体となって、県産木材をはじめとする木材の利用が蒲郡市内全域に広がることを目指し、建築物等において木造・木質化を促進する。

2 木材利用の普及啓発

木材の利用について広く市民の関心と理解を深めるため、木材利用促進の日（10月8日）及び木材利用促進月間（10月）を中心に、木材利用の意義やその効果について積極的に市民へ普及啓発を行う。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

（1）建築物木材利用促進協定の周知

建築物における木材利用の取組が進展するように、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知に努める。

（2）建築物木材利用促進協定の締結

事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法及び本方針に照らして適当なものであるかを確認のうえ、締結する。

（3）建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等を公表する。

さらに、協定の取組を推進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組状況を情報発信する。

第4 公共建築物等における木材の利用に関する目標

（1）市が整備する公共建築物において、建築基準法等の法令により耐火建築物とすること、主要構造部を耐火構造とすることからもとめられるもの（将来において木材の耐火正当に関する技術開発の推進等を踏まえ、木造化が可能と判断される場合を除く。）若しくは用途、

安全性、維持管理等により木造化が困難と認められる場合を除き、原則として木造化を図る。木造化が困難であるものについては、木造と非木造の混構造の採用も積極的に検討する。

- (2) 市が整備する公共建築物において、市民の目が触れる機会が多い部分を中心に、建築基準法等の法令により木質化できない場合又は用途、安全性、維持管理等により木質化が困難と認められる場合を除き、木質化に努める。
- (3) 市が整備する公共工作物において、関連法令等により木材の利用ができない場合又は用途、安全性、維持管理等により木材の利用が困難と認められる場合を除き、木材の利用に努める。
- (4) 市が使用する備品等について、用途、安全性、維持管理等により木材の利用が困難と認められる場合を除き、木材の利用に努める。

第5 その他木材の利用の促進に必要な事項

1 愛知県・関係団体等との連携

市以外の者が整備する建築物においても積極的に木材が利用されるよう、愛知県や林業・木材産業団体、建築関係団体及び大学等と連携し、木材の利用の促進を幅広く呼びかける。

2 建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

- (1) 公共建築物の整備において、木材の利用は、一般に流通している木材を使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図る。
- (2) 維持管理及び解体・廃棄等のコスト面を考慮し、総合的に判断したうえで、木材の利用に努める。
- (3) 備品や消耗品の調達において、購入コスト以外に木材の利用の意義や効果を含めて総合的に判断する。

附 則

この方針は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年3月31日から適用する。